

皇學館大学研究開発推進センター紀要 第三号
平成二十九年三月一日発行（抜刷）

論
文

光仁・桓武天皇と齋宮

荊
木
美
行

光仁・桓武天皇と齋宮

荊 木 美 行

□ 要 旨

近年の発掘成果によつて、八世紀末から九世紀初頭、すなわち光仁天皇朝から桓武天皇朝の時期にかけて、齋宮において大規模な方格地割が造営されたことが判明した。これによつて、この時代が神宮や齋宮にとつて、大きな劃期であったが確認された。光仁・桓武天皇朝に神宮や齋宮の制度に大きな変革があったことは、文献の上からも裏づけられるのであつて、今後、神宮史を考える上で、この時代の動向にいつそう注目する必要がある。

□ キーワード

光仁天皇 桓武天皇 革命思想 齋宮 齋宮跡発掘

はじめに はじめまして。ただいまご紹介にあずかりました皇學館大学研究開発推進センターの荊木でございます。わたくしは、神宮や齋宮のことを特別詳しく研究してきたわけではありませんが、ながらく史料編纂所という大学の附置機関で、『続日本紀史料』という編年史料集の編纂に従事してまいりました。

『続日本紀』というのは、『日本書紀』につぐ六国史第二の歴史書で、紆余曲折を経て桓武天皇朝の延暦十六年（七九七）に完成します。この本は、文武天皇元

年、といえますから西暦六九七年にはじまり、桓武天皇の治世の延暦十年、西暦七九一年までの七十四年間を対象とした歴史書です。

わたくしどもが編纂していた『続日本紀史料』は、この『続日本紀』を機軸に据えつつ、関連する史料を網羅して排列したもので、本日のテーマの光仁天皇朝と、それから桓武天皇朝の途中までをふくんでおります。こうした史料集の編纂に携わっていた関係で、この時代の史料は多少取り扱ったことがございます。以下の話も、いわばそうした公務の餘禄のようなものです。

光仁天皇朝 さて、時間もありませんので、早速、光仁天皇朝からまいります。

光仁天皇は、天智天皇の孫で、萬葉歌人としても有名な志貴親王の第六子にあたります。もと白壁王といい、称徳天皇が崩御されたころには、大納言の地位にありました。光仁天皇は六十歳を越えてから即位され、その在位の期間は、宝龜元年（七七〇）から同十一年（七八〇）までの約十一年間です。そのあとの桓武天皇の治世が四半世紀に及ぶことを考えると、やや短い気がします。

宝龜元年八月に称徳天皇が崩御し、それまで約百年続いた天武天皇系の皇統が絶えると、藤原宇合の家系である式家の藤原百川（宇合の第八子）は、おなじ式家の藤原良繼（宇合の第二子）、さらには房前の家系の北家の永手（宝龜二年歿）らと謀つて、天智天皇系の白壁王を皇太子にします。本日詳しくお話しするだけ

の時間の餘裕がございませんが、百川たちは光仁天皇即位を実現するために、ずいぶん強引な画策をしたようです。

ついで、白壁王は、この年の十月に即位し、年号を「宝龜」とします。そして、井上内親王を皇后に、その子である他戸親王を皇太子と決めました。聖武天皇の皇女の井上内親王を皇后としたのは、天武天皇の系統に配慮した結果だといわれます。ただ、宝龜三年にはこの皇后が天皇を呪詛したというので、皇太子とともにその地位を廃され、かわりに山部親王(母は高野新笠)が皇太子に立てられています。これがのちの桓武天皇です。

光仁天皇は、在位中、藤原良継を内臣・内大臣に任じて重用し、庶政刷新・綱紀粛正をはかります。そもそも、藤原氏は、始祖の鎌足が天智天皇の功臣であった関係で、天智天皇とは深い関係にありました。百川や良継が、その天智天皇の血を引く白壁王を擁立したのは、このチャンスをものにして、広嗣・仲麻呂による二度の失敗から立ち直ろうと目論んでいたからにほかなりません。

光仁天皇が第一に着手したのは、仏教政治の否定です。先帝の称徳天皇は、僧侶である道鏡を寵愛し、政治に介入させることを認めました。「三法の奴」と自称した聖武天皇以来、宗教の枠を超え、仏教が政界にまで進出していたのです。

そこで、天皇は、まず道鏡を追放します。そして、彼が禁止していた山林寺院での修行を励行し、乱脈に流れた僧侶の戸籍に監督を加えるなど、仏教が政治に介入するのを諫め、仏教本来の発展を目指します。

さらに、天皇は、増加傾向にあった官職を整理し、いわゆる「小さな政府」を目指します。また、治世の晩年には、兵士を廃止し民力の休養につとめ、あわせて地方行政官を厳しく監督しています。

光仁天皇朝には、それまでおとなしかった蝦夷の叛乱・暴動が目立つようになってきます。ただ、宝龜十一年(七八〇)には伊治公皆麻呂による大規模な叛乱が勃発し、対応策に迫われましたが、はかば

かしい成果をあげないまま、この問題は桓武天皇朝に持ち越されます。

桓武天皇と革命思想 繰り返しになりますが、光仁天皇の即位によって、百年以上にわたって続いてきた天武天皇の子孫による皇位継承が断絶し、皇統が天智天皇から天武天皇の系統にかわります。父の光仁天皇には、新王朝の成立という意識はあまりなかったようですが、桓武天皇はこれを強く意識していたと思われます。天皇の生母高野新笠の父は和史乙繼といいますが、和氏は百濟からの渡来系氏族です。桓武天皇は、こうした渡来系氏族の血縁につながる系譜をもっていたわけで、そのことも天皇の新王朝意識に影響を及ぼしていると考えられます。

こうして、天皇は、父光仁天皇にはじまる王統を、天命を受けた、あらたな王朝と意識していたようです。これを、歴史家は「革命思想」と呼んでいます。わたくしは、このような認識が、遷都をはじめとする、桓武天皇の諸政策に結びついているとみてよいのではないかと思います。桓武天皇は、延暦四年(七八五)、河内国の交野かたので天神を祀るという祭祀を始めます。「郊祀」と呼ばれる、この祭祀は、王都の郊外で天地を祀る中国風の祭祀ですが、桓武天皇の新王朝意識をよくあらわしているといわれています。

もともと、最近では、この革命思想に対する否定的な見解も相次いでおり、その評価はむづかしいところがありますが、わたくしは、桓武天皇が皇統の変化を強く意識しておられたことは、基本的に認めてよいと思っています。

長岡京遷都 桓武天皇の四半世紀に及ぶ治世における大事業として人口に膾炙しているのが、「軍事と造作」、すなわち、長岡京・平安京への遷都と、蝦夷との戦いです。

まず、遷都からお話しします。

平安京への遷都の経緯は複雑ですが、延暦三年(七八四)五月十六日、藤原種継らに山背国乙訓郡長岡村を視察させ、ここを新京と定めます。そして、急ピッチで工事を進め、翌延暦四年の元日には、新たに完成した長岡宮の太極殿で朝賀

をおこなっています。

しかし、前途は多難でした。この年の九月二十三日には、工事の最高責任者であった、腹心の藤原種継たねつぐが暗殺されて、造営は頓挫します。事件当時、天皇は、伊勢に群行する朝原内親王を見送るため、平城京に赴き、そこに滞留しておられました。事件の翌日には、急遽、長岡京に還幸し、関係者を厳しく処罰していただきます。とくに、事件にかかわっていた皇太弟の早良親王（母は高野新笠）が乙訓寺に幽閉され、その後、護送途中に死亡するという痛ましい事件は、一般にもよく知られています。

長岡京の造営は、藤原種継の死後、佐伯さえき今毛いまえみ人が指揮しますが、その今毛人が延暦八年（七八九）八月に辞職したのは、ますます遅延します。しかも、長岡京遷都以来、藤原種継の暗殺（延暦四年九月）をはじめ、同じ年の早良親王の死（延暦四年十月）・延暦七年五月の夫人藤原旅子の薨去・延暦八年十二月の母高野新笠の薨去・延暦九年閏三月の皇后藤原乙牟漏の薨去・延暦九年七月の夫人坂上全子の卒去、と天皇の周辺には不幸が相次ぎます。

早良親王にかわって皇太子に立てられた安殿親王（平城天皇）も、健康がすぐれません。延暦十一年にも、親王は長く患っておられましたが、これを陰陽寮みまひらに占わせてところ、早良親王の祟りたただといえます。そうなると、これまでの不吉な事件も、天皇には、すべて親王の怨霊の仕業に思えたのです。

そこへ追い打ちをかけるかのように、この年の六月と八月には豪雨と大洪水が長岡京を襲い、新しい都は壊滅的な打撃を被ります。これに嫌気がさしたのか、天皇はついに長岡京の放棄を決定します。

劃期としての長岡・平安宮 延暦十二年正月、藤原小黒麻呂を山背国葛野郡宇太村に派遣し、新都の候補地を視察させ、二十一日にははやくも長岡京の建物を移築しはじめます。こうして、翌延暦十三年十月二十二日には平安京へ遷都、ここに「百王不易の都」が誕生したのです。

あとでふれる齋宮の建物のこととも関聯すると思うのですが、こうした遷都、とりわけ宮殿の構造には、これまでにない大きな変化が認められます。都城としての形態の変化でもっとも注目すべき点は、平安京の宮城内の建物の配置です。

この点については、ここでは深く立ち入りませんが、平城宮の段階では太極殿たいごくでん・朝堂院ちやうどういんの北に接していた内裏が、長岡宮では朝堂院の東に、平安宮では北東に、それぞれ別な区劃として完全に分離するようになります。また、朝堂院の西側に、豊樂殿ほうらくでんという大規模な宴会場が設けられたことも、大きな変化の一つですが、これは、朝堂院の機能の一つが分化したものと見て注目されます。

こうした宮都の変化が、同時代の齋宮の建築物に影響を及ぼしたであろうことは容易に想像が付きまします。その意味で、都城制の研究も、齋宮およびその建築物の研究には重要な意味をもつといえましよう。

蝦夷征討 ところで、いま一つの大事業、蝦夷征討については、ここで詳しくお話しする余裕はありません。ただ、さきにものべましたように、光仁天皇朝の末期の宝龜十一年（七八〇）に伊治公いじのきみ皆麻呂まろによる大規模な叛乱が勃発し、この事件は桓武天皇朝まで尾を引いていました。そこで、桓武天皇は、断固たる態度で蝦夷に臨み、三度にわたる征討を繰り返して、ついに蝦夷制圧に成功します。

桓武天皇朝に蝦夷の首魁しゅけいとして律令政府に対抗したのは、小説やドラマで一躍有名になった大墓公たものきみ阿弓流あきなが為なりです。本物の阿弓流為が大沢たかおさんみたいに格好よかったかどうかはわかりませんが、延暦二十年（八〇二）、元祖征夷大將軍、蝦夷十六年十一月に日本で最初の征夷大將軍に任命されたので文字通り「元祖」なのですが、その坂上田村麻呂さかのうえのたむらまろが岩手県北部まで進軍し、彼を屈服させたことによって、この問題にも終止符が打たれます。

律令制の再興 さて、以上が、世に知られる桓武天皇朝の大事業の概要ですが、天皇は内政面でも、律令制の再興に意欲的に取り組みました。新都の造営と蝦夷征討という、莫大な経費を必要とする二大事業を成就させるためには、民力の充

実が焦眉の急務だったのです。そこで、つぎにこの点についてみておきます。

桓武天皇は、よく「律令制的な天皇」といわれますが、それほど律令政治の発展に尽力しました。最後にもう一度ふれますが、当時、律令国家は随所で破綻を来たし、危殆に瀕していたのですが、天皇は、なんとかそれを再興させようと考えていました。

天皇がとった方策の第一は、仏教を政治から完全に切り離すことです。これは、言い換えれば、政治の指導精神を、仏教主義から本来の儒教主義にかえすことを意味しました。僧侶が政治に介入することを排除しようとしたのです。

そうして、仏教の呪縛から解放した政治を、律令の厳格な励行によって進めていくのです。さらに、律令の条文で実情に適合しないものを、どんどん改正したり、廃止したりします。これは、一見、「律令の励行」とは相反するようにみえます。しかし、律令の根本精神が堅持されていれば、枝葉末節の変更は差し支えなく、むしろ、こうした修正改廃は律令政治を活性化するというのが、天皇の方針だったようです。

具体的施策の数々 では、これらの施政方針は、どのように具体化されたのでしょうか。これをうかがうには、桓武天皇が遂行した事業などをみていくのが、早道です。五つにわけて、順にお話します。

最初にあげられるのは、法令の整備です。これは、いまお話しした律令の条文の改変とかかわりがあります。あとで出てまいります『延暦交替式』の編纂(延暦二十二年)をはじめ、『刪定律令』や『新彈例』の公布が、それです。刪定律令は、養老律令の条文に、文字通り「刪定」を加えた二十四条を集めたもので、延暦十年に施行されました。また、『新彈例』八十三条は、延暦十一年に公布されたもので、彈正台のおこなう糺弾の基準や、その他事務遂行のための細則を集めた条例集です。

二つ目は、神事の尊重と、神祇制度の整備です。神社における官幣・国幣の別

を定めたのも、桓武天皇朝にはじまります。後述の『皇大神宮儀式帳』『止由気宮儀式帳』の編纂(延暦二十三年)も、桓武天皇の勅命によっておこなわれたものです。

三番目は、僧尼令精神の励行です。桓武天皇は、諸国がみだりに得度すること禁止し、私に寺院を建てたり、田宅園地を寺院に寄進したり、寺がそれを売買することを禁じるなど、寺院・僧侶を厳しく肅正しました。と同時に、仏教を内部分から浄化・革新するために、最澄・空海を拔擢して、天台・真言宗を開立させたことはよく知られています。

四番目は、民政経済の改革です。班田を六年一班から十二年一班に改正したり、政府が農民に貸し付ける出挙稲の利息を五割から三割に引き下げたのは、その具体例であり、天皇は、農民の負担軽減につとめました。

五つ目は、地方官の綱紀肅正です。とくに国司に対しては、その交替の制度を嚴重にし、「解由状」を審査するために、太政官に勘解由使を置きました。そして、国司交替に関する規則を類聚し、一定の解釈を施した『延暦交替式』を編纂させました。

このほかにも、徴兵制度の廃止と健児の設置、三関の廃止など、実態に即した律令制の変更も思い切っておこなっています。

桓武天皇の文化事業 桓武天皇は、右にあげた施策以外にも、さまざまな文化事業に取り組んでいます。いずれも、桓武天皇朝の性格を考えるうえで、無視することはできません。

たとえば、『続日本紀』四十巻の完成などは、桓武天皇朝の修史事業として特筆すべきことがらです。また、前にのべた『延暦交替式』『刪定律令』『新彈例』の編纂や施行も、この時代の意義深い事業です。

嵯峨天皇朝に『新撰姓氏録』として結実する紳士録の編纂も、桓武天皇が力を入れた事業の一つです。天皇は、延暦十八年十二月に各氏族に、氏族名の由来や

出自を記した本系帳というものの提出を命じています。

ただ、これなどは、たんなる文化事業ではありません。当時は、氏姓を改めることによって租税の回避を目論んだり、蔭位の特権を得ようとしたひとびとがたくさんいて、それが深刻な社会問題になっていました。佐伯有清先生によれば、氏族の実態を正しく把握することによって、この問題を解決しようとしたのが、本系帳提出のねらいだったといいますが、だとすると、この本系帳も律令政治の励行と結びついてまいります。

光仁・桓武天皇朝の齋宮 さて、ここで、いよいよ光仁・桓武天皇朝の神宮や齋宮について考えてみたいと思います。

昨年復元建物が完成し、「さいくう平安の杜」として一般に公開されました。今回三棟の平安時代建物が復元された場所は、史蹟の東部の一角で、いわゆる「柳原地区」と呼ばれているところです。ここに方格地割ほうかくちわりが整備され、齋王の居所や齋宮寮の建物が建設されるようになるのが、絶対年代でいうと、八世紀末から九世紀初頭にかけてのことですが、これは、まさにいま取り上げている光仁・桓武天皇朝に相当します。この区割の中央に四面庇しめんびをもつ荘重な建物が、十一世紀後半まで同じ場所でも繰り返し建て替えられるのですが、こうした劃期的な建物の出現について考察するには、この時代の天皇が、神宮・齋宮とどのように結びついていたのかを、文献のうえで確認しておく必要があります。

そこで、以下は、史料によって確認できる天皇と神宮の関係についてお話しします。

光仁・桓武天皇朝の神宮関係の重大事件としては、延暦十年八月に盗賊の失火により、皇大神宮の正殿など焼亡したことがあげられるでしょうが、今回はこの事件には立ち入りません。

つぎに、齋宮関係の史料に目をやると、光仁天皇朝では宝龜三年十一月に酒人さかひと内親王を齋宮に任命したことがみえます。これと連動して、翌年八月には広上王

が齋宮長官に任命され、さらに宝龜六年十月・同八年十月には齋宮長官（齋宮頭）が交替したことが『続日本紀』にみえます。

酒人内親王は、みずからも齋宮になった経験があり、のち廢后になる井上内親王と光仁天皇の間に生まれ、のちに桓武天皇妃にもなっているかたです。なお、この酒人内親王は、宝龜六年に任務を終えて退下たいげしていますが、これは母後の死亡によるものと考えられています。

齋宮の任命は、ひきつづき桓武天皇朝にもありました。なにしろ、桓武天皇は記録に残っているだけでも二十九人の妃とたくさんの皇子皇女がおられましたから、齋宮の人選には不自由しなかつたと思います。といっても、齋宮は桓武天皇がお決めになるわけではなく、占いによります。それはともかく、延暦元年八月には、桓武天皇皇女の朝原内親王が齋宮に卜定されています。このかたのお母さんは、光仁天皇朝に齋宮となつた酒人内親王です。延暦四年四月に紀作良きつくらを造齋宮長官に補任したことや、七月に賀茂人麻呂を齋宮頭に補任したことは、これと連動する記事です。

朝原内親王は延暦十五年に役目を終えて帰京し、翌延暦十六年四月には、かわつて、やはり桓武天皇皇女の布勢内親王（母は中臣豊子）が齋宮に卜定されました。ちなみに、布勢内親王は、大同元年（八〇六）に天皇崩御に遭い、帰京しています。**発掘調査との関係** ところで、こうした光仁天皇朝から桓武天皇朝にかけて連綿とつづく齋宮の任命と、前述の柳原地区の建物群の整備とは密接な関係があるようです。八世紀末から九世紀初頭、すなわち光仁天皇朝から桓武天皇朝の時期にかけて、齋宮において大規模な方格地割が造営され、これにともなつて内院区割が明らかとなったことは、さきにも少しふれました。

三重大学の小澤毅先生おざつよしや齋宮歴史博物館の榎村寛之先生えむらひろしのご教示によりつつ、やや詳しく紹介しますと、もともと齋宮は、現在齋宮歴史博物館がある場所からみて南に置かれていましたが、八世紀後葉になると、史蹟指定地の東部に移転し、

ここに二重の区劃塀をもつ内院の造営が開始されます(いわゆる「内院1期」)。これは、時期的にいつて、おそらくは光仁天皇朝の酒人内親王の齋宮任命とかかわるものであろうことは、発掘関係者のかたが指摘されるとおりだと思います。だとすると、光仁天皇朝が、齋宮の歴史のなかで大きな劃期であったことが判明します。

つぎに、八世紀末から九世紀初頭にかけて、おなじ場所で内院の建物や塀の整備・建て替えがおこなわれ(いわゆる「内院2期」)、同時に、ここを中心に、「方格地割」と呼ばれる広大な都城風の地割り造成されます。この方格地割は、五十尺の計画幅のなかに作られたおよそ十二メートルから十五メートルほどの直線道路によって、一辺百二十メートル四方の区劃がいくつも作られ、その中に齋宮の宮殿や役所の建物が建てられていたようです。それは、まるで都のような景観であったといわれています。

こうした八世紀末から九世紀初頭の大規模な造営・改築は、その時期から考えて、桓武天皇朝の朝原内親王の下向と関係があるともみてまちがいないでしょう。

さらに、九世紀前葉には、いわゆる「内院3期」と呼ばれる時期になりますと、西南に二区劃×二区劃の方格地割が増設されるとともに、内院の北西に、今回復元された四面庇の正殿を中心とする儀式空間というべき一角が出現します。こうした齋宮構造の変化は、齋宮そのものの政務がこの時期大きく変革したことをうかがわせませんが、これは、文献の側からも裏づけることが可能です。

延暦二十二年正月には、齋宮に実務官僚である「史生」^{ししょう}四員がはじめて置かれています。これなどは、この時期、齋宮寮の事務、とりわけ文書事務が煩瑣になったことを示唆しています。榎村先生は、これに先立つ延暦二十年九月に、それまで神祇官に納められていた神宮の封戸の調庸を齋宮寮に納め、雑用にあてることになったという史料に注目され、史生設置以前から、齋宮の実務が次第に多忙になっていったことを指摘されますが、重要な視点ではないかと思えます。お

なじ時期には正殿の北に、多数の倉庫と思しき建物群が出現しますが、これらの建物も政務の拡大・煩瑣化と無関係ではないと思えます。

なお、渡邊寛先生は、齋宮主神司という齋宮寮の被管諸司で、齋宮の祭祀を掌る役所が神祇官の管轄下に置かれたことを示す『類聚三代格』^{るいじゆさんだいぎやく}卷四、廢置諸司事所収の延暦十九年十一月の「太政官符」を重視しておられます。大事な史料ですので、以下にその原文を紹介します。

太政官符す、齋宮主神司

右、右大臣の宣を被ふりて偏く、「勅を奉けたまはるに、件の司は令外に特に置未だ管する所有らず。功過を考校するに決を取る由無し」てへり。宜しく、自今以後、神祇官をして管撰せしむべし。

延暦十九年十一月三日

主神司が中央の神祇官の直接指揮下に入ることは、齋宮官制の大きな変更であって、これによって、齋宮と中央の行政上の結びつきはいつそう強固なものになったわけで、それが齋宮における実務の変化に繋がることは、容易に想像できます。

桓武天皇の神宮参拝 以上、齋宮関係の記事を点検しつつ、光仁・桓武天皇朝が齋宮制度の拡充という点で大きな劃期だということをのべてまいりました。これによって、従来、文献でしか掴めなかつた光仁・桓武天皇朝の齋宮の拡充が、発掘調査との擦り合わせによって、いよいよあきらかになってきたといえます。

ただ、ことは齋宮だけではありません。光仁・桓武天皇朝の神宮関係の史料で注意すべき史料はほかにもあります。その第一は、宝亀九年十月に、皇太子時代の桓武天皇、すなわち山部親王が、病氣平癒に対する感謝のために、神宮に参詣していることです。皇太子の神宮参詣は、それまでも、そしてその後も、まったくいつてよいほど例がないことで、ほかには桓武天皇朝に皇太子の安殿親王が参詣しているだけです。

この異例ともいえる神宮参拝については、いろいろな解釈がありますが、つぎのような説は魅力があります。すなわち、桓武天皇は、天智天皇系の皇統に属し、しかも渡来系氏族の血をひくという、血統上の弱点をもっていたので、皇祖神を祀る神宮との強固な関係を構築し、ハンディを克服するために参詣したのだというのです。桓武天皇に続いて、安殿親王が神宮に赴いたことも、桓武天皇のご意志によるものだと考えれば、二人が異例の参拝をおこなった理由もわかるような気がいたします。なお、先生のお説によれば、桓武天皇（山部親王）は、神宮寺の設置など、道鏡政権下では仏教の影響が濃厚だった神宮が、光仁天皇朝の仏教否定の方針によって、どのようにかわったのか、新しい神宮をみずからの目で見届けたかったのではないかと思います。

「天応」改元 さて、つぎに注目したいのは、西暦七八一年、斎宮上空に美雲が出現したことをきっかけに、「天応元年」と改元されたことです。これも、『続日本紀』天応元年（七八二）正月辛酉朔条を引きます。

天応元年春正月辛酉の朔、詔して曰はく、「天を大とし、これに則るは聖人なり。民を心とし、これを育むは仁后なり。朕、寡薄を以て、忝くも宝基を承く。万民に善きこと無くして空しく一紀を歴たり。然れば、恵沢墮りて流れず、憂懼交りて弥積めり。日に一日を慎みて茲を念ふこと茲に在り。比、有司奏すらく、「伊勢齋宮に見れたる美しき雲、正に大瑞に合へり」とまうす。彼の神宮は国家の鎮とある所なり。天よりこれに応へ、吉にして利あらずということ無し。抑是れ朕は不徳にして、独り茲に臻れるに非ず。方に知る、凡百の寮相諧りて感ずる攸なるを。今者、元正曆を告げて、吉日初めて開く。良辰に對ひて共に嘉祝を悦ぶべし。天下に大赦し、元を改めて天応と曰ふべし。天応元年正月一日の味爽より以前の大辟以下、罪軽重と無く、未発覚も已発覚も、未結正も已結正も繫囚も見徒も、咸く皆赦除せ。但し、八虐を犯せると、故殺・謀殺と、私鑄錢と、強窃の二盜と、

光仁・桓武天皇と齋宮（荊木）

常赦の免さるとは、赦の例に在らず。その齋宮寮の主典已上と、大神宮司と、并せて祢宜・大物忌・内人と多氣・度会二郡の司とには位二級を加えよ。自餘の番上と内外の文武の官の主典已上とには一級。但し正六位上の者には廻して一子に授く。如し子無くは、物を量り賜ふべし。その五位已上の子孫の年廿已上の者にも亦當陰の階を叙せよ。また、如し百姓、皆麻呂らが為に註誤かれて、能く賊を棄てて来る者有るは、復三年を給へ。その軍に従ひて陸奥・出羽に入る諸國の百姓、久しく兵役に疲みて、多く家の産を破れり。当戸の今年の田租を免すべし。如し種子無くは、所司量り貸せ。また去年恩免せる神寺の封租は、正税を以て填て償ふべし。天下の老人の百歳已上には糶三斛を賜ふ。九十已上には二斛。八十已上には一斛。鰥寡孤獨の自存すること能はぬ者には、量りて賑恤を加へ、孝子・順孫、義夫・節婦は門閭に旌表して、身を終ふる事勿からしめよ」とのたまふ。

『続日本紀』では、祥瑞があらわれたのは齋宮上空となっていますが、改元の詔では「かの神宮は国家の鎮となる所である。今回の祥瑞は、天がこれに応えたものであり、吉にして利益がないということはない」とありますから、祥瑞は神宮に出現したことが同等の意味をもつと考えていいでしょう。

この三ヶ月後には、父光仁天皇の讓位をうけて山部親王が即位したことを考慮しますと、この祥瑞の出現は、ちよつと出来過ぎた感じがします。ご存じのかたもおられるでしょうが、かつて道鏡政権の時代の天平神護三年（七六七）六月に、神宮上空に五色の瑞雲が生じたことが報告され、それがきっかけとなって、神護景雲と改元されるという出来事がありました。このときの祥瑞が事実かどうかは定かではありませんが、神宮内部の、道鏡に阿る人々が、その出現を積極的に主張していたといわれています。

これを参考にとすると、光仁天皇朝の祥瑞も、いささか作爲的なものを感じます。しかし、かりに作爲だとしても、神宮を舞台にそうした演出がおこなわれたこと

こそ重要であって、そこから光仁天皇や山部親王の、神宮に対する格別の思い入れを読み取ることができると思います。

ちなみに、天応の「天」には天照大神の姿が重ね合わせられている、というのが、最近の久禮旦雄氏の説です。

儀式帳の提出 さきにもちよつとふれましたが、桓武天皇朝の延暦二十三年には、『皇大神宮儀式帳』『止由気宮儀式帳』の提出がありました。

『皇大神宮儀式帳』は、延暦二十三年(八〇四)八月に皇大神宮の神官が神祇官に提出した解文で、その内容は、皇大神宮の由来・祭祀・神宝など多岐にわたっています。『止由気宮儀式帳』も同様で、同じ年の三月、度会宮の神官により、神祇官を経て太政官に提出された解文であり、その内容は、等由気太神宮の儀式やさまざまな年中行事などを詳細に記したものです。

儀式帳の提出の目的がどこにあったかについては、いろいろ説があります。大事なのは、桓武天皇の勅命によって提出されたものだという点です。桓武天皇は、やはり人一倍神宮に関心を寄せていたことが、このことからわかります。

さて、そのように考えていくと、この時代が神宮や齋宮にとって、大きく割期になったことは容易に想像できます。ですから、これとほぼおなじころに、齋宮において、今回復元されたような構造の建物が登場したということは、けっして偶然とは思えません。光仁・桓武天皇朝の神宮・齋宮関係の史料はけっして豊富だといえませんが、発掘調査によって知られた、柳原地区の平安時代建物などのありかたをみると、今後、神宮史を考えるうえで、この時代にもっと注目していく必要があるかと思えます。

律令制の変貌 以上、光仁・桓武天皇朝の動向をもつばら天皇の側から俯瞰してまいりました。お話は以上に尽きますが、最後に、この時代の社会全体の流れについてふれておきたいと思えます。

この時代は、一步宮中から外に出ると、そこは、社会が大きく変貌を遂げよう

としていた、変革期でありました。

じつは、八世紀後半以来、農村では、富裕農民層が擡頭し、農業生産の担い手となり、旧来の郡司層の支配権は動揺を来してまいりました。農民層の二極化が進み、貧困で没落する農民と、その没落農民の労働力を吸収して墾田の拡大につとめ、独立した農業経営を発展させる有力農民との貧富の差が、次第に明確になっていきます。

こうして、農村の社会構造が変化すると、伝統的な地方豪族による支配権が動揺するようになります。つまり、郡司の地位が動揺するのです。郡司は、本来家柄が重んじられてきたが、延暦十七年(七九八)の改革によって、譜第による郡司の任用が停止され、能力主義が導入されると、旧来の豪族層は大きな打撃を受けます。この制度は、嵯峨天皇朝の弘仁二年(八一二)にいったん譜第優先に復しますが、翌年には、郡司任用の権限が国司に委ねられ、ついで弘仁十三年(八二二)には、郡司の適性を判断するため三年の試用期間が設けられます。これによって、擬郡司と呼ばれる官が出現するのですが、これはいわば郡司の定員増であり、郡雑任の活躍、つまり、富裕農民のさらなる擡頭を促す結果を生みました。

さらに、こうした富裕農民層は、院宮王臣家(権門勢家)と結びついて、国司・郡司に対抗しましたから、いよいよ班田・戸籍をベースにした土地・農民支配の維持がむづかしくなります。ここに至って、律令制による人民支配は崩壊し、九世紀末から十世紀にかけて、負名体制と呼ばれる新たな支配体制・収取体系が構築されるのです。これは、検田帳や収納帳によって、個々の土地について徴税を請け負うものを確認し、田率によって稲を徴税する体制をいいます。こうした負名体制は、律令が定める班田制にかわる収取制度であり、これによって、その収取の単位は大小を問わず、「名」の名で把握されるようになります。こうした地方社会や徴税システムの変化は、中央の政治にも大きな影響を与え、このころ

から古代国家は大きく変貌していきます。

こうした大きな時代の潮流は、いかに桓武天皇が偉大な英主であったにせよ、天皇個人の力をもって抗うことのできないものでありました。桓武天皇は、いろいろな形で律令制の再編・立て直しに腐心され、多大な成果をあげましたが、いっぽうで、律令体制はもはや後戻りがむづかしいところまでできていました。この時代のさまざまな現象は、こうした時代の流れのなかに位置づけてはじめてその本質が理解できるものなのです。

最後はちょっと餘計なことまで申し上げましたが、時間もまいりましたので、わたくしの話はこれで終わりにいたします。ご清聴、ありがとうございました。

参考文献

- 坂本太郎『新訂日本史概説』上（至文堂、昭和三十七年三月）
村尾次郎『桓武天皇』（吉川弘文館、昭和三十八年十月）
角田文衛『桓武天皇』（『人物日本の歴史3 王朝の文華』（小学館、昭和五十一年一月）所収）
井上光貞他編『日本歴史大系』1原始・古代（山川出版社、昭和五十九年九月）第二編「律令国家の展開」第四章「平安初期の政治と文化」第一節「平安遷都」・第二節「律令制の変貌」（笹山晴生氏執筆）
田中卓『田中卓著作集』第四卷「伊勢神宮の創祀と発展」（国書刊行会、昭和六十年六月）
坂本太郎『坂本太郎著作集』第一卷「古代の日本」（吉川弘文館、平成元年六月）
笹山晴生編『古代を考える 平安の都』（吉川弘文館、平成三年二月）
齋宮歴史博物館編『齋宮編年史料集』一（齋宮歴史博物館、平成五年三月）
齋宮歴史博物館編『齋宮編年史料集』二（齋宮歴史博物館、平成七年三月）
榎村寛之『伊勢神宮と齋王 祈りをささげた皇女たち』（塙書房、平成十六年六月）
明和町史編さん委員会編『明和町史』齋宮編（明和町、平成十七年十月）

光仁・桓武天皇と齋宮（荊木）

井上満郎『桓武天皇』（ミネルヴァ書房、平成十八年七月）

西本昌弘『桓武天皇 造都と征夷を宿命づけられた帝王』（山川出版社、平成二十五年一月）

齋宮歴史博物館編『復元建物完成記念 よみがえる齋宮』（齋宮歴史博物館、平成二十七年九月）

久禮旦雄『桓武朝の祭祀と歴史―『続日本紀』祭祀関係記事の解釈の試み―』（続日本紀研究会編『続日本紀と古代社会』（塙書房、平成二十六年十二月）所収）

〔附記〕

小文は、平成二十八年三月二十日に開催された第3回三重大学・皇學館大学合同シンポジウム「平成27年度 史跡公園「さいくう平安の杜」復元建物完成記念「桓武天皇と齋宮」」（於齋宮歴史博物館講堂）において、「文献史学から見た齋宮―奈良から平安へ―」という題目でおこなった報告のため用意した原稿である。当日は、筆者と小澤毅先生の講演のあと、齋宮歴史博物館学芸普及課課長の榎村寛之先生をまじえた討論があり、有意義な意見交換をすることができた。小文では、討論の際にお二人から得たご教示や、さらには質疑応答の内容を盛り込んで書き改めたところもあることをお断りしておく。

なお、小文執筆のためには上記のほかにも多くの文献を参照させていただいたが、性格上上々の典拠を省略させていただいた。大方のご海容を乞う次第である。

（いばらき よしゆき・皇學館大学研究開発推進センター教授）

“Saiku” in the Period of Emperors Konin and Kanmu

IBARAKI Yoshiyuki

“Saiku” is the dwelling of the Saio, who served the deity of Ise. The Saio System was established in the latter half of the 7th century by Emperor Tenmu, lasting for roughly 660 years. In the long history of “Saiku”, the period of Konin and Kanmu Emperor was a remarkable time. In the government of these emperors, the Saio system flourished. By using both old documents and the excavation of the Saiku archaeological site, my paper shows that the Saio system was expanded in this period.

Konin Emperor, Kanmu Emperor, Saiku, the revolutionary thought, excavation of the Saiku archaeological Site